

第28回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 川西町役場 中会議室
3. 出席委員(10名)
会 長 10番 大沼藤一
会長職務代理者 9番 新野勝廣
委 員 1番 鈴木秀男、2番 後藤満良、3番 高橋孝博、4番 佐々木一宏
5番 勝見和彦、6番 市川博幸、7番 船山マサエ、8番 阿部つや子
4. 議事日程
第 1 議事録署名委員の指名
第 2 会議書記の指名
第 3 会期の決定
第 4 報告第57号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議
結果報告について
第 5 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第 6 報告第59号 非農地証明の結果報告について
第 7 報告第60号 農地転用制限の例外にかかる届出について
第 8 議第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定に
ついて(所有権の移転)
第 9 議第155号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定に
ついて(賃貸借権の設定)
第10 議第156号 農用地利用集積計画に対する決定について
第11 議第157号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)
5. 農業委員会事務局職員
事務局長 内谷新悟、主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主事 玉田絵里子、
主事補 小関未夢
6. 会議の概要
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第28回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番鈴木秀男委員、議席2番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田農地主査並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第57号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 玉田絵里子

1ページをご覧ください。報告第57号、令和4年4月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転4月申し出件数3件、田3,932㎡、畑889㎡、うち個人への調整決定件数3件、田3,932㎡、畑889㎡、所有権移転合計が3件、田3,932㎡、畑889㎡となります。続いて利用権の設定について、4月再設定件数9件、田103,991.73㎡、利用権設定合計が9件、田103,991.73㎡となります。利用権の移転について、4月利用権移転件数合計が1件、田8,940㎡となります。なお詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで説明いたします。以上となります。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第58号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事補 小関未夢

7ページをご覧ください。報告第58号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

て、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和4年5月25日、川西町農業委員会会長名。申請件数は4件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字玉庭字平5296-2、畑7828㎡、計畑7筆15,660㎡、解約後、自作するものです。2番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字洲島字中屋敷7364、畑(田)63㎡、解約後、自作するものです。3番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下の内容は2番と同じです。4番●●、●●、大字洲島字砂子田5738-6、田153㎡、解約後、自作するものです。以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第59号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田智弘

9ページをお開きください。報告第59号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。10ページをご覧ください。願人●●、大字大塚字トントリニ2300-4、畑309㎡、同じく2300-5、畑229㎡の合計畑538㎡です。非農地となった時期と事由については、平成5年に申請の農地について倉庫を建て、その後、農地として利用しておらず、現況は宅地ということです。令和4年5月16日に高橋委員、船山委員、事務局職員で現地調査をしており、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第60号、農地転用制限の例外に係る届出についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田智弘

11ページをご覧ください。報告第60号、農地転用許可制限の例外に係る届出について、申請件数は1件です。12ページをご覧ください。申請者●●、土地については大字大塚字元宿-3043-1、畑63㎡と同3043-3、畑99㎡の合計畑159㎡です。転用の計画は農機具格納庫で、既存の建物を増築するものです。この件についても、令和4年5月16日に高橋委員、船山委員、事務局職員で現地調査をしており、届出のとおり相違ないことを確認しております。資料1をご覧ください。2ページが申請地の位置図、4、5ページが建物等の配置図となります。以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、議第154号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関未夢

13ページをご覧ください。議第154号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字神杉沢口5755、田612㎡。経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番について、5月12日に竹田推進委員と私で現地調査をしてまいりました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10アール対価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第155号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定に

ついてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関未夢

1.4 ページをご覧ください。議第155号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年5月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字観音下4067、田6,056㎡、計田6筆18,023㎡、畑2筆1,571㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋孝博

番号1番について、5月12日に渡部推進委員と私で現地調査をしてまいりました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10アール借賃は水田のうち大字一本松が●●円、それ以外が●●円、畑の●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第156号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りします。本件の中で整理番号8691番は、議席1番鈴木秀男委員が役員を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当します。よって本人に関する案件の審査中は室外に退席を求めることについて、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、議席1番鈴木秀男委員については、当該案件の審議中は室外に退席とします。
初めに、整理番号8691番の件について審議を行うので、議席1番鈴木秀男委員は室外に退席願います。

(鈴木秀男委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

15ページをご覧ください。議第156号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。16ページをご覧ください。所有権移転各筆明細について、番号、所有権を移転する者、場所、所有権の移転を受ける者、10アール対価、備考の順に読み上げます。整理番号8691番●●、計畑2筆889㎡、株式会社マイスター代表取締役鈴木秀男、10アール対価●●円、経営縮小です。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8691番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

鈴木秀男委員の復席を求めます。

(鈴木秀男委員着席)

次に、決定いただきました、整理番号8691番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

整理番号8691番を除く案件について、資料を読み上げる。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8691番を除く各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、全案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第11、議第157号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 高橋 光好

20ページをご覧ください。議第157号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。21ページをご覧ください。利用権設定各筆明細について、番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、10アール借賃の順に読み上げます。整理番号8688番●●、大字玉庭字中程2294、田2015㎡、計田2筆2844㎡、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、10アール当り●●円。なお、次の案件は前の案件とセットとなるものです。整理番号8689番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、所在及び面積は上記と同じ、設定を受ける者は農事組合法人御伊勢町代表理事村山邦男、10アール借賃も同額です。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、全案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これをもちまして、第28回川西町農業委員会総会を閉会いたします。